

北海道コンクリート診断士会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、北海道コンクリート診断士会（以下、本会という）と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を札幌市内に置く。

(目的)

第3条 本会は、社団法人日本コンクリート工学協会のコンクリート診断士制度の趣旨に基づきコンクリート診断技術の向上、コンクリート診断士の品位の保持により、偏らない公正なコンクリート診断士を目指すことで社会に貢献し、このことにより社会の信頼を得て、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) コンクリート診断技術の向上のための活動
- (2) コンクリート診断士の品位保持に関する活動
- (3) コンクリート診断士制度の普及
- (4) コンクリート維持管理最新技術収集、会員への配信
- (5) コンクリート維持管理業務を通じた社会への貢献
- (6) コンクリート診断・補修に関する見積の調査・研究
- (7) その他、会員の親睦、本会の目的のための活動

第2章 会員

(会員の条件)

第5条 本会の会員は規約3条の目的に賛同し、次の条件を満たすものとする。

- (1) 正会員は北海道内に居住し、又は勤務するコンクリート診断士
- (2) 賛助会員は本会の目的に賛同して入会する個人、法人又は団体とする。

(入会)

第6条 本会の入会は別に定める入会申込書を提出の後、役員会で資格確認を行い、会長が承認した者について入会が認められる。

(退会)

第7条 会員は次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出をしたとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失跡宣言を受け、又は会員である法人が消滅したとき

- (4) 2年以上、会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 会員は法、又は本規約に違反し、本会の秩序、若しくは信用を害し、また、その他診断士の品位を失うような行為をしたときは、総会、又は臨時総会の議決に基づき除名することができる。但し、その会員に対し総会、又は臨時総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員、顧問及び技術顧問

(種類、及び定数)

第8条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 1人
- (3) 幹 事 5人以上20人以内
- (4) 監 査 役 2人
- (5) 事務局長 1人

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、総会において選出する。

- 2 会長は役員会、又は5名以上の会員の推薦する者から総会において選出する。
- 3 役員は会長の推薦する者、又は会員の立候補から総会において選出する。
- 4 役員任期は、選任されたときより2年後の総会までとする。但し、再任は妨げない。
- 5 役員が第7条の規定により退会した場合は、役員会は速やかに会員に通知し、新任の役員を選出する。但し、新任役員任期は、前任役員残期間とする。

(役員職務)

第10条 役員は、別に定める他、次の職務を有する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- (3) 監査役は、本会の会計、及び業務を監査する。
- (4) 幹事は、会長・副会長を補佐し、本会の運営に携わる。
- (5) 事務局長は、活動計画を他の役員と協力して立案し、総会に図り実施に関する諸業務を行う。
- (6) 総会、及び臨時総会、役員会の議長は、会長が行う。

(顧問、及び技術顧問)

第11条 本会に顧問、及び技術顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から役員会で推薦し、総会、又は臨時総会での承認を得て会長がこれを委嘱する。

- 3 技術顧問は、本会の役員を経験した技術者、又は本会の会員以外の技術者を役員会が推薦し、尚かつ本会の協力を同意した技術者に総会、又は臨時総会での承認を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問、及び技術顧問は本会に対し、必要な助言することができる。
- 5 技術顧問は、役員会の求めに応じ、技術活動を支援することができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会（臨時総会）
- (2) 役員会
- (3) 部会（広報部会、技術部会）

(総会)

第13条 総会は正会員、賛助会員（法人、団体は代表者）をもって構成し、年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告、及び収支決算
- (2) 事業計画、及び収支予算
- (3) 会則の改正
- (4) 役員の変更
- (5) その他、総会が必要と認める事項

(臨時総会)

第14条 次の場合、臨時総会を会長が招集することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の3分の1以上の要望があったとき

(総会の議決)

第15条 総会は、会員の3分の2以上の出席を要し、総会出席者の過半数をもって議決とする。但し、委任状による出席を認める。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、幹事、監査役、及び事務局長をもって構成し、第4条の各項に関する事項等を審議する。役員会議の議事録は、会員に公開する。

第5章 会計

(入会金)

第17条 入会金は無料とする。

(年会費)

第18条 本会の年会費は、個人（賛助会員を含む）5,000円、賛助会員法人、団体

30,000円とし、原則として銀行振込とし、振込に要する費用は、会員個人が負担する。但し、本会の運営上、役員会が必要認めた場合は、臨時総会で承認を得て、臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第19条 会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(決算)

第20条 本会の決算は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を事務局が作成し、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 本会の会務を処理するため、会長の下に事務局を置く。

2 事務局は、第10条第5項に定める他、必要事項は、会長がこれを決定する。

3 事務局には、常に規約、役員名簿、会員名簿、事業報告書、収支決算書、財産目録、事業計画書、収支予算書等の書類を備えておかななければならない。但し、これに代わる書類、及び帳票を備えたときは、この限りではない。

第7章 その他

(会則)

第22条 この会則の執行にあたり、必要な規定、及び事項は、役員会の決議により別に定める。

2 この会則は会員、又は役員からの要請により、役員会において出席した役員の3分の2以上の同意、又は3分の1以上の会員の要請をもって発議し、総会において出席した会員の3分の2以上の議決がなければ変更することができない。

3 この会則は、平成21年1月30日発効する。

(会の運営)

第23条 本会は原則としてインターネットで運営するものとする。

附則

1 平成23年2月1日一部改定